

○内閣府告示第四百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県
- 二 構造改革特別区域の名称 農業の6次産業化普及活動人材活用特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 埼玉県の全域